



ある会社の税務調査も佳境に入り、残るは減価償却資産と減価償却費の適否を残すのみとなりました。

調査対象法人では期中に大型の機械装置を取得し減価償却を行っていたので、その用途及び取得費用の内訳等の内容を担当者から説明してもらうことになりました。

減価償却資産の調査

調査官 多額な機械装置を取得されていますが、用途は何ですか。

担当者 精密機械の特殊部品を作るための機械装置で、特注で作ってもらいました。

調査官 電子制御で動かすものですか。担当者 そうです。

調査官 先ほどの工場見学の際に見せていただいた機械ですね。確かコンピュータで操作をされていましたね。

担当者 この機械装置は特殊なソフトウェアを使わないと動きません。

調査官 ソフトウェアの経理処理はどうされましたか。

担当者 税理士さんに聞いたところ、この機械装置を稼働させるのに必要不可欠なソフトウェアなので、機械装置の取得価額に含めるように指示がありました。

調査官 その処理で結構です。しかし期末時点では機械装置のみ会社に搬入され、ソフトウェアはまだ稼働していないように見受けられました。

担当者 そうなのです。ソフトウェアの内容の一部齟齬が発生したので修正に時間がかかり、決算末から2か月も経過をしてやっと稼働することになりました。

調査官 ということは期末時点では機械装置そのものは稼働していませんね。

担当者 そういうことになります。

調査官 経理上では期中に機械装置を取得していますので、減価償却費を計上しています。が、ソフトウェアが稼働していませんので機械装置としての機能は果たしていません。

担当者 本来、期中では機械装置を建設仮勘定に計上し、ソフトウェアが稼働した段階で減価償却資産に上げるべきでした。従って、本件の減価償却費は時期早高ですので認められませんね。

担当者 そこまでは気が回っていませんでした。すぐに修正申告をします。

ちょうど良い機会なのでご指導いただきたいのですが、進行期にやはり機械装置を取得する予定です。この機械は汎用機として使用するため、従来の機械を動かすためのソフトウェアではなく、多機能に機械が使用できるように種々のソフトウェアを導入することにしています。

この場合のソフトウェアは機械装置の取得価額に算入し

なければいけませんか。

調査官 今の質問の範囲内では、機械とソフトウェアの一体性があまりないように思われます。契約の当初からソフトウェアは固定せず、汎用的に導入できると明記されていれば、取得価額に算入せず、別途無形減価償却資産として計上することになるでしょう。

契約時の内容によりますので、購入の際にはその点を詳しく詰めておいてください。

担当者 わかりました。



イラスト 渡辺 正義